



入 札 公 告

鯖 水 第 7 6 号

令和8年3月30日

以下の業務について、公募型プロポーザルに係る手続き開始に当たり、参加希望者の募集を行うので次のとおり公告する。

鯖江市長 佐々木 勝久



1 業務の概要

- (1) 業務名 鯖江市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託
- (2) 業務場所 鯖江市内一円
- (3) 業務概要 導入可能性調査業務 1式
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
- (5) 見積限度額 35,900,000円(税抜)

2 プロポーザル方式参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 令和7・8年度鯖江市競争入札参加者名簿に登録されている者
- (2) 入札参加者資格者名簿において、建設コンサルタント(上下水道及び工業用水道部門)または(下水道部門)に登録されている者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 公告日から契約締結までの期間において、国または地方公共団体、鯖江市において指名停止を受けている期間中でない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立または民事再生法(平成11年法律第22号)に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始していない者
- (6) 国税、都道府県税および市町村税等の滞納がない者
- (7) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団もしくはそれらの履歴となる活動を行う者または同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) 公告日の日から起算して過去5年以内に、国または地方公共団体が発注する上下水道事業もしくは水道事業または下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務(以下、同種業務という。)を元受として契約した実績を有する者であること。

- (9) 次の資格を有する管理技術者、照査技術者または担当技術者を配置できる者であること。また、管理技術者、照査技術者および担当技術者の中で1名以上同種業務の実績を有している者を配置すること。

なお、管理技術者、照査技術者および担当技術者は兼務することができない。

ア 管理技術者

技術士（総合技術監理部門－上下水道）、または技術士（上下水道部門－上下水道及び工業用水道または下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

イ 照査技術者

技術士（総合技術監理部門－上下水道）、または技術士（上下水道部門－上下水道及び工業用水道または下水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ウ 担当技術者（上下水道、下水道各1名）

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

令和8年3月30日（月）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内にホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。

4 仕様書等に対する質問、回答

(1) 仕様書に対する質問

仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に持参または電子メールにより提出してください。また、電子メールの場合は必ず受信を確認してください。

なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

令和8年3月30日（月）から令和8年4月13日（月）正午まで

(2) 質問に対する回答

令和8年4月16日（木）午後1時から鯖江市ホームページにおいて公表します。

5 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数

ア 参加表明書（様式第1号） 原本1部

イ 会社概要（様式第2号） 原本1部

ウ 業務実績調書（様式第3号の1～2） 原本1部

※様式第3号に定める業務の履行実績を記載すること。

※記入した業務の契約書の写しおよび業務内容が確認できる書類を添付すること。

エ 業務の実施体制（様式第4号） 原本1部

※記入した保有資格を確認できる書類を添付すること。

オ 配置予定技術者調書（様式第5号の1～4） 原本1部

※配置予定者全員分を作成し提出すること。

※公告の日から起算して過去5年間の履行実績を記載すること。

※業務に従事したことを証する書類の写しを添付すること。

カ 直近年度の国税（法人税および消費税）、都道府県税および市町村税等に係る全ての納税証明書（滞納および未納がないことが確認できるもので税額の証明ではない。本書提出日より1ヶ月以内に発行されたもの） 原本1部

・個人の場合・・・ その3の2（申告所得税と所得税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

・法人の場合・・・ その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時まで【必着】

イ 提出場所 鯖江市都市整備部上下水道課 担当：大久保・玉谷

ウ 提出方法 持参または郵送（持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。）

6 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類および提出部数

提案書類は下記ア～エをまとめてダブルクリップ等で留めて提出すること。

ア 企画提案書（様式第6号） 原本1部、副本8部

イ 課題提案に対する企画提案（任意様式） 原本1部、副本8部
A4判片面印刷とする。

ウ 工程表（任意様式） 原本1部、副本8部
A4判片面印刷1ページとする。

エ 参考見積書（様式第8号） 原本1部、副本8部

オ 上記ア～エの電子データ 1枚（CD-R等）

※ア～エの副本8部について、会社名および会社名が推測できる文言は伏せること。（資料から削除または上から黒塗りすること。）

※参考見積書に記載する金額は契約額ではなく、企画提案内容との整合性を確認するためのものであることに注意すること。

(2) 企画提案作成要領

ア 企画提案は、別紙仕様書に基づいて作成すること。

※仕様書は、鯖江市として最低限の要求事項を示したものであり、仕様書に記載のない独自の提案についても期待し、提案を受付するものとする。

イ 企画提案の電子データファイル形式は、以下の形式で提出すること。

PDF形式

ウ 企画提案の内容は、実績に基づき次に掲げる事項を提案すること。

(ア)～(ク)の提案について、図や表以外の文字サイズは10.5ポイント以上とする。
また、提案ごとに日本工業規格A4縦1枚以内に収めるように努めること。

(ア) 業務実施方針

(イ) 業務スケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 鯖江市における上下水道事業の現状および課題とそれに対する対応策

(オ) 管理・更新一体マネジメント方式の要件に対する検討にあたっての留意事項の提案

(カ) 上下水道事業での官民連携事業のスキーム検討およびVFM算定等導入効果検証における留意点および検討方法

(キ) 地元企業を適切に活用する具体的な方針など参入意向調査の提案

(ク) 仕様書に記載のない独自提案

エ 参考見積書に記載する金額は、調査業務に係る費用の総額とする。

オ 参考見積書は工程および作業項目ごとに積算根拠を明示すること。

(3) 資料の閲覧

企画提案に必要な資料は、鯖江市都市整備部上下水道課において閲覧を認める。

閲覧期間 令和8年3月30日(月)から令和8年5月15日(金)

土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

資料の閲覧を希望する場合は、『14 担当部署(提出先・問合せ先』に問い合わせを行った上で日時を指定し閲覧を行うこと。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和8年5月18日(月)午後5時まで【必着】

イ 提出場所 鯖江市都市整備部上下水道課 担当：大久保・玉谷

ウ 提出方法 持参または郵送(持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。)

7 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

複数の参加表明があり、事業者のヒアリングおよびプレゼンテーションの実施が困難であると判断される場合は、組織評価点の上位3者を選定する。

結果通知 令和8年4月30日(木)

(2) 第2次審査(プレゼンテーションおよびヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選定された者から提出を受けた企画提案書についてのプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーションにおいて説明を行う者は、予定担当技術者または予定管理技術者とする。

実施日 令和8年5月27日（水）予定

結果通知書 令和8年6月3日（水）予定

ア プレゼンテーションは、1事業者あたり説明30分、質疑応答20分、計50分を目安とする。

イ プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者4名までとする。

(3) 審査基準

別紙「プロポーザル評価基準表」により審査する。

(4) 総合評価点の算出方法

総合評価点（総配点200点）

＝組織評価点（配点60分）＋企画提案評価点（配点140点）

(5) 組織評価点の算出方法

別紙「プロポーザル評価基準表」に基づき算出する。

(6) 企画提案評価点の算出方法

別紙「プロポーザル評価基準表」に基づき、審査委員が審査し採点を行う。全審査委員の合計点の平均をもって企画提案者の評価点とする。

なお、評価点は小数点第1位までとし、小数点第2位以下を四捨五入とする。

(7) 価格評価点の算出方法

別紙「プロポーザル評価基準表」に基づき算出する。

8 受託候補者等の特定

総合評価点が最も高かったものを受託候補者とし、次点の者を次点候補者とする。同点の時は、企画提案評価点の高い順で受託候補者および次点のものを選定するものとする。また、総合評価点が合格基準点を満たす場合のみ、受託候補者とする。合格の最低基準点は120点とする。ただし、企画提案者が1者の場合の合格基準点は、102点とする。

9 審査結果の通知

第1次審査、第2次審査ともに審査結果を書面により通知する。

10 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項

第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。随意契約に係る協議の際に鯖江市の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。

なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

1 1 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーションおよびヒアリングに出席しなかったとき（事前に連絡なく、開始時刻に会場に到着しなかったときを含む。）

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 虚偽の記載があるとき。

エ 参考見積書に記載する提案価格に、消費税および地方消費税相当額を加えた額が契約上限金額を超過したとき。

1 2 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替えおよび再提出は認められない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 書類の作成および提出ならびにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加表明書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。

やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

(7) 提出書類について、鯖江市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については特定後の開示とする。）ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

(8) 審査結果(受託候補者、次点者等の名称)は、鯖江市ホームページにより公表する。

1.3 日程

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 公告 | 令和8年3月30日(月) |
| 質問受付締切 | 令和8年4月13日(月) 正午まで【必着】 |
| 質問回答 | 令和8年4月16日(木) |
| 参加表明書受付締切 | 令和8年4月27日(月) 午後5時まで【必着】 |
| 第1次審査 | 令和8年4月28日(火) |
| 第1次審査結果通知日 | 令和8年4月30日(木) |
| 企画提案書等受付締切 | 令和8年5月18日(月) 午後5時まで【必着】 |
| 第2次審査(プレゼンテーションおよびヒアリング) | |
| | 令和8年5月27日(火) 予定 |
| 結果通知 | 令和8年6月3日(水) 予定 |
| 契約締結 | 令和8年6月10日(水) 予定 |

1.4 担当部署(提出先・問合せ先)

〒916-8666

福井県鯖江市西山町13番1号(防災拠点施設2階)

鯖江市都市整備部上下水道課

担当者: 大久保・玉谷

TEL: 0778-53-2244

FAX: 0778-51-8160

電子メール: SC-Jogesui@city.sabae.lg.jp